



恩納村人口

昭和48年8月末現在	
男	4,049人
女	4,041人
合計	8,090人
世帯数	1,786戸

広報おんな



(戦前の恩納松下)

恩納松下に

恩納ナジ歌

禁止の碑のたつし

戀しのふまでの

禁止やねまめ

恩納村役場

恩納村字恩納2451番地

電話番号098964-8101

8111

企画課編集発行

印刷 巴印刷所

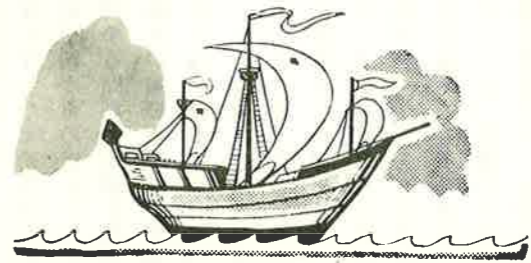
両親の地位、年齢、健康状態、収入の程度など、その自活する能力や生活の水準などを調べ、他方では、数人いる子のひとりひとりの社会的地位、職業、収入、家族の構成、生活程度、さらに、今までの両親との生活上の関係なども十分に調査します。そして、このようないっさいの事情を考慮に入れたうえで、両親および子のそれぞれの生活に必要な経費を算定し、それぞれの子にどの程度の生活の余裕があり、両親の生活費の負担にどこまでたえられるかを判断し、各人の実情に応じた分担額を定めます。生活に必要な経費を算出するにあたっては、生計費に関する各種の統計資料なども活用して、客観的に妥当な金額が算出されるように努めています。

また、扶養の方法についても、たとえば、父の農業を引きつぎ、いなかで生活する長男には、両親と同居してその日常身の世話をしてもらうこととし、そのかわりに、都会で会社に勤務する次男や、とついで別の暮らし長女や次女などには、収入その他の事情に応じて生活費を分担してもらうというように、各人の具体的な生活状態に応じた方法が考えられます。

このように扶養の問題を解決するには、扶養を必要とする者、扶養を負担する者双方について、多方面の角度から実情を把握することが求められますので、家庭裁判所には、

律の専門家である裁判官のほかに、家庭裁判所調査官があり、社会学、心理学、経済学などの専門的知識を活用して調査を行ない、具体的に妥当な解決の実現を目ざしております。家庭裁判所における扶養の取決めは、負担額が適正なものであると同時に、その方法も親族各人の生活の実情に即した、自然で無理のないものであるように、常に十分な注意が払われているわけです。問題をあらゆる角度から検討し、きめの細かい取決めをするのは、家庭裁判所が扶養の問題を取り扱う場合の大きな特色となっています。

現在、家庭裁判所は、全国の県庁所在地はもちろんのこと、主要都市、合計三八八箇所に設けられています。ここでは、扶養に関する問題に限らず、夫婦に関すること、相続に関すること、戸籍に関すること、その他家庭内での問題をすべて扱っていますので、なにか家庭内で困った問題が生じた場合には、いつでもよりの家庭裁判所においてになって相談されるようお勧めします。





澄 崎 浦
住所：恩納村字恩納

心配ごとの相談は 村社会福祉協議会へ!!

先にチラシでお知らせしました心配ごとの相談は、次の運営要綱のとおり御相談に応じますので、何卒お気軽に御利用下さい。

恩納村心配ごと相談所運営要綱

(目的)

一、心配ごと相談所はひろく住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ適切な助言、援助を行ない、その福祉をはかることを目的とする。

(名称)

二、この心配ごと相談所の名称「恩納村心配ごと相談所」(以下「相談所」という)と称する。

(設置ならびに運営)

三、この相談所は全国民生委員互助共励事業に定める「心配ごと相談所運営要領」にもとづき設置し恩納村社会福祉協議会(以下「社協」という)がこれを運営するものとする。

(設置場所)

四、この相談所の設置の場所は次のとおりとする。

但し必要により巡回相談所を開催することができ。

恩納村役場内

(相談所開設日時)

五、相談所の開設は毎週木曜日(国民の祝祭日を除く)とし午後一時から午後四時までとする。

(相談所の設備)

六、相談所は、利用者の心身に及ぼす影響を十分考慮して設備し、利用者が相談の内容が気がねすることなく述べることできるように細心の注意を払い外部からの相談の様子が望見され、また相談の内容が聴取されることのないようにするものとする。相談所には、相談事務を円滑に実施するために必要な備品を備えるものとする。

(相談員)

七、この相談所の相談員は民生児童委員その他住民の福祉に関し、理解と熱意を有し、かつ相当の経験を有する民間篤志家のうちから恩納村社会福祉協議会長(以下「

社協会長」という)が委嘱する。

(一) 主任相談員 (二) 常勤相談員

(三) 相談員

(事務員)

八、相談所の庶務を行うに必要な事務員を置く。

事務員は社協の職員をもってこれに充てる。

(取扱経過)

九、相談は無料とする。

(業務の取扱い)

十、相談は、懇切丁寧に相談に応じ問題の円満な解決につとめ、また正当な理由なく相談によって知り得た秘密をもらしてはならない。

二、相談についてはその内容に応じ、必要な施設または関係機関と連絡を密にし、その協力を得て問題の適確な解決に努めるものとする。

三、相談所は取扱った事例につき、その相談経過を明確に記録しておくものとする。

(研究協議会)

十一、相談員は少くとも毎月一回研究協議会を開催し、取扱った事例につき、その相談経過、社会資源の活用方法等について協議し、相談事業の発展向上をはかるものとする。

(広報)

十二、恩納村社協は、相談所の場所、事業内容等を広く住民に知らせるため、必要な広報活動を行なうものとする。

(経理)

十三、恩納村社協は、この相談について特別会計を設け、収入及び支出の状況を明らかにしておくものとする。

特別会計の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

(特別帳簿)

!! 救急業務は警察行政から 復帰と同時に市町村に移管される!!



村 救 急 車

十四、相談所には次の帳簿等を備えるものとする。

(一) 相談日誌 (二) 相談カード

(三) 発受信文書綴

(四) 運営委員会議事録

(五) 予算書及び決算書

(六) 予算差引簿並びに金銭出納簿

(七) 備品台帳

(八) 証拠書類綴

(設置年月日)

十五、この相談所は、昭和四十八年八月三日よりこれを行なう。

日本復帰と同時に救急業務も村に移管されました。

そのために、村も四十七年度第三回補正予算で救急車購入費として二百二十万円追加発注し去る六月十六日に完全装備の救急車を購入することができました。

救急について申し上げますと、事故が発生して傷病者が生じた場合、これを救急隊が病院、診療所等へ安全かつ迅速に搬送することが救急業務であります。

搬送としての災害現場の救出、救助業務は

別個の業務と考えられますが、救急業務は、消防法第一条に(火災又は、地震等の災害に因る被害を軽減し)という規定がありますように消防法が昭和三十八年に一部改正され、復帰に伴ない、沖繩も市町村の業務として、現在、村でもこの救急業務をおこなっております。

業務は、消防法第二条九項に定義されていますことは

(一) 火災、水災、地震等の災害により生じた事故

(二) 交通事故、土木建築工事中の事故等、屋外に生じた事故

(三) 興行場、学校、百貨店、競技場等公衆の出入する場所において生じた事故

(四) 政令で定める場合における(一)(三)の事故に準ずる事故であつて、政令で定める事故による傷病者で緊急に医療機関等へ搬送することが救急業務だといわれていますが、村の救急車の出動件数は次のとおりであります。

昭和四十八年一月から七月まで(七ヶ月) 間(夜間だけの出動) (昼間出動件数除く)

月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	計
交通事故数	1	1	4	3	6	4	8	27
水難事故数			1					1
火災事故数		1						1
その他病人に対する出勤数	1				1	6	6	14
計	2	2	5	3	7	10	14	43
備考	夜間事故	夜間事故	夜間事故	夜間事故	夜間事故	夜間事故	夜間事故	夜間事故

右記のような出勤回数になってはいますが、特に交通事故件数二七件で、六二%を示しております。恩納村は延長二七キロもあるのが、交通事故件数の多発の理由だとは思いますが、殆んどが、他市町村の事故者であります。不注意による事故だとすると、恩納村を通過される、車を運転する方々の注意によって事故件数を減らすことは、可能と思います。

現在、恩納村には常備消防の設置がされていないので、救急宿直員が救急業務に活動しておりますので、皆様方の御協力で事故件数を減らし救急車の出勤回数を少くするように、特に皆さんで注意しましょう。

住民基本台帳実態

調査についてのお知らせとお願い

復帰後旧住民登録から住民基本台帳に移行され、基本台帳に記載されなければ選挙権の行使義務教育の就学、国民健康保険、児童手当、老年金の受給、印鑑証明等の行政サービスが受けられませんので、異動届は期間内(十四日以内)に届出されるようお願いいたします。

住民に関する記録を正確に整備し、住民の正しい権利の行使を保証するために、次の事項について、調査員が村一円をくまなく巡回

役場だより

税の構成(仕組み)

税務課

納税者の皆さん納税にご協力くださいましてありがとうございます。

今日は新しく市町村税として新設されました「特別土地保有税」について、その仕組み等をお知らせします。

特別土地保有税は最近における法人の土地投機の抑制のため税制面からも何らかの措置を講ずる必要があるとして、税制調査会は

一月十八日の「今後の土地税制のあり方についての答申」のなかで、土地譲渡税とあわせて、地方税としての土地保有税を創設すべきであるとなりました。

この答申を受けて、土地保有税(地方税法上は「特別土地保有税」という。)を市町村の法定普通税として設けるべく地方税法令の一部改正がなされました。

つまり昭和四十八年四月二十六日付法律第二三号により地方税法が、昭和四十八年六月十四日付政令第一五四号により地方税施行令が、昭和四十八年六月三〇日付自治省令第十七号により地方税法施行規則がそれぞれ改正されました。

次に、特別土地保有税はどのような仕組みになっているか、そのあらましを説明します。

特別土地保有税の仕組み等

(一) 税の構成

特別土地保有税は、(1)土地の所有に對して課する部分(以下「保有分」という)と(2)土地の取得に對して課する部分(以下「取得分」という)の二種類から成り立っています。

(二) 課税団体

土地の所在する市町村(つまり恩納村内に所在する土地については恩納村が課税団体となります。)

(三) 課税客体

ア、保有分(土地の所有に對して課する部分)
 昭和四十八年四月一日以後に取得された土地によります。

イ、取得分(土地の取得に對して課する部分)
 土地の取得によります。

(四) 免税点(基準面積) 一万平方メートル

保有分にあつてはその者が一月一日現在に所有する土地の合計面積が取得分にあつてはその者が一月一日前一年以内に取得した土地の合計面積またはその者が七月一日前一年以内に取得した土地の合計面積が一万平方メートルに満たない場合は特別土地保有税を課さないこととされています。

(五) 納税義務者

ア、保有分
 毎年一月一日において基準面積(一万平方メートル)以上の土地を所有する者です。

イ、取得分
 毎年一月一日または七月一日前一年以内に基準面積(一万平方メートル)以上の土地を取得した者です。

(六) 課税標準

ア、土地の取得価額によります。
 イ、課税標準額は、(1)保有分は一月一日において所有する土地の取得価額の合計額であり、(2)取得分は一月一日又は七月一日前一年以内に取得した土地の取得価額の合計額です。

(七) 税率

ア、保有分は取得価額の二〇〇分の一

(八) 徴収の方法

ア、申告納付の方法によります。
 イ、申告納付については、次に掲げる日までに土地所在の市町村に、申告納付します。

(ア) 保有分 その年の五月三十一日取得分

(イ) 取得分
 ① 一月一日前一年内に基準面積以上の土地を取得した者、その年の二月末日
 ② 七月一日前一年内に基準面積以上の土地を取得した者、その年の八月三十一日

(九) 非課税

ア、人的非課税
 国又は県及び市町村は、課税されません。
 イ、用途非課税
 農林漁業経営規模の拡大、工場、地方分散等、国の施策等に適合する土地。
 ウ、形式的な所有権の移転等の非課税

昭和48年度病害虫一斉防除用農薬補助計画書

作物名	面積	病害虫名	農薬名	10アール当り必要量	年間防除回数	総必要量	単価	金額	備考
さとうきび	19,320	野鼠 カンシヤコバネナガ カメムシ(ガイダー)	ヤソミン スミバツサ粉乳	0.5 1.5	3 1	2,898袋 2,178	264円 400	765,074 871,178	北部製糖より譲与分 約半差引き 計上
水稲	5,112	野鼠 サンカメイチュウ ニカメイチュウ	ヤソミン スバノン粒剤	0.5 1	2 2	511 1,022	264 618	134,904 631,596	
パイナップル	3,320	野鼠 シロカイガ コナカイガ	ヤソミン ジメエート イト粒剤	0.5 1	2 1	332 332	264 459	87,648 152,388	
甘藷	2,677	テングス病	マラソン粉剤	1.5	1	401	190	76,190	
野菜	300	ネコブ線虫	ネマナックス 粒剤	1	1	30	810	243,000	
みかん	450	ミカンコミバエ	フライトラップ	5	1	225	600	135,000	
計								3,096,978	

※ビニールハウス購入申込者がふえる
村は六月十六日に各区長あてに、ビニールハウスの購入希望申込を取ったところ十五棟の購入申込者が殺到している。このビニールハウスの予算は、七二万円で一棟当り(約七〇坪)の補助金交付予定は七万二千円内外で一〇棟分予算計上されています。

昭和五〇年に沖繩で海洋博が決定され、その時は県外よりの来訪者は延三五〇万人を予想しているが、これに対応する野菜類の需給量は県内消費も加えて、十三万九千九百トンの消費が予想され昨年の県内消費量は、九万三千九百トンであるから野菜類需給は大巾に伸びるので村としても、昭和四十九年度に野菜振興地域の指定を受け適地を選定して野菜の増産を図る計画でありますので、野菜栽培希望者は村農協か、村経済課に連絡下さい。

尚、営農資金の問題がありましたら農協で、御相談下さい。

※農地の売買
「あなたの立場になって、農業委員会や農協は相談に応じます。」
先祖伝来の大切な土地です、農外資本による投機的な土地の買い占めの話にのらないで緑豊かな住みよい郷土をつくりましょう。
もし事情により土地を処分されるときは「農業委員会」か「農協」に必ず相談して下さい。

- ◎の借受 ◎農地法上の手続 ◎仲介料の無料 ◎秘密の厳守 ◎税法上の特例
- ◎子牛の生産奨励補助
この補助金は村の牛の生産増殖を図る目的で交付される補助金で毎年予算の範囲内で交付されています。
- 昭和四十八年度の予算額は、十五万円で子牛一頭生産すると一頭当り、一万五千円の補助金が交付されます。
- 補助金を交付する場合は、恩納村肉用牛生産奨励補助金交付規程に基づき交付されますが、主な条文だけ説明致します。
- (1) 補助金を受けようとする、雌牛は村経済課の、牛籍簿に登録されていること、補助申請前六ヶ月以上になつてゐること。
- (2) 補助金を受けた牛は二産以上生ませること。
- (3) 子牛は、生後三〇日以上、六〇日以内で健康な子牛に対して補助金を交付する。
- (4) 乳牛を除く繁殖牛から生産された子牛であること。以上が主な条件になつてゐますので繁殖牛を購入された場合は、村経済課にご連絡下さるとともに子牛の生産にも頑張ってもらい、所得の向上に努めて下さいませようお願いします。

病害虫防除、ビニールハウスの生産奨励補助

経済課

※病害虫防除
昭和四十八年度恩納村の病害虫防除予算について、農家の皆様にお知らせと今後の病害虫防除について御協力をお願い致します。

次の病害虫一斉防除用農薬補助計画書の通り農薬の補助計画がなされています。

これは村の病害虫防除計画に基き恩納村病害虫防除協議会で決定された、年間防除実施計画にしたがい村農協が実施するようになっていきます。

実施に当っては、農協から村に農薬の補助申請をさせ、村から農薬購入の補助金を交付して病害虫の異状発生を防ぎ農作物を守る様にしています。

然し、次の防除計画書にもありますように年間防除回数が制限されていますので、その回数では一〇〇%の効果はないので、農家の皆様は農協より農薬を購入され二〜三回位の防除をなし、増産に励んで下さい。

四十八年度病害虫一斉防除用農薬補助計画

- ◎全県一斉のネズミ駆除週間は、次の通りであります。
- 九月一日より九月十日間
- 十一月一日より十一月十日間
- 一月五日より一月十五日間
- 三月一日より三月十日間

相続、法人の合併等の形式的な所有権の移転にかかる土地。

(十) 徴収猶予、納税義務の免除等

ア、取得し、または保有する土地を次の用途に供しようとする場合は原則として、工場その他の施設の建設、土地の造成等のために必要な期間(原則として二年間)徴収猶予されます。

(ア) 非課税用途
(イ) 土地譲渡税が非課税となる優良な宅地等の供給

イ、徴収猶予の期間内に(ア)および(イ)の非課税用途等に供された場合は徴収猶予がかかります。

徴収猶予にかかる税額および延滞金額は免除されます。

ウ、徴収猶予を受けていた土地を他に転売したり、または用途を変更したことが明らかとなったときは、徴収猶予を取り消し納税者は徴収猶予にかかる税額等を直ちに納付しなければなりません。

(十二) 適用時期
保有分については、昭和四十九年度から、取得分については、昭和四十八年七月一日以後の土地の取得について適用されます。

書にもありますように主要作物の主要病害虫だけを一〇〇%補助していますが、それ以外の病害虫の防除農薬については、百万円の予算で農家の皆様が村農協より購入される農薬に対しては農協に三〇%の農薬の価格補助金を交付しています。

例えば、皆様方が村農協より、千円の価格の農薬を購入した場合、参百円は村より農協に補助金を交付されていますので、農薬購入者は七百円で農薬が買えるようになっていきます。この場合購入者の皆様には直接三〇%の補助金は交付されませんが、農薬価格より三〇%差引きして農協は販売していますので誤解のないようにして下さい。

以上が村予算による農薬の補助金でありませんが、これ以外にアフリカマイマイ、ミカンコミバエ、ウリミバエ等の防除の場合は県や国から現物農薬が譲与されるようになっていきますので、農家の皆様に農薬を配付された場合は全農薬投薬されますよう御協力お願いします。



一田 嘉姓 比 嘉 姓 一
姓 山 姓 山
出身地： 出身地：

恩納村PTA連合会結成

初代会長 比嘉 姓 一

各学区単位のPTAは従来から活発なる活動を行ってきたが、村一円としての連絡組織がなく以前からその必要性が強くさげられていたところ、この度その結成をみた。連合会会則は次のとおりである。

恩納村PTA連合会会則

- 第一条 本会は、恩納村PTA連合会と称す。
- 第二条 本会は、村立学校教育振興と単位PTA発展に寄与することを目的とする。
- 第三条 本会は第二条の目的達成のため左記の事業を行なう。
 - (1) PTA幹部研修
 - (2) 単位PTAへの情報提供及び連絡
 - (3) 村教育振興のため意見具申
 - (4) 単位PTAの公費負担分の軽減活動
 - (5) その他必要事項
- 第四条 本会は各学校PTA会長、学校長をもって組織する。
- 第五条 本会の役員は次のとおりとする。
 - 会長一人 副会長一人
 - 書記会計一人

- 第六条 役員の出選は互選による。
- 第七条 役員任期は一年とする。ただし、再選を妨げない。
- 第八条 本会の会議は年三回とする。ただし、会長が必要と認める場合は臨時に行なう。
- 第九条 本会の事務所は、会長の所属する学校に置く。
- 第十条 本会の経費は単位PTA負担金及村教育委員会補助金とする。
- 第十一条 本会の議事は会員の過半数で決める。

裁判所情報

○親族の助け合い——扶養——

わたくしたちは、日ごろ親子、兄弟が互いに助け合いながら暮らしています。両親が、独立で生活することができない未成年の子の養育にあたり、子が成長して社会人として独立して生計を営むようになった後は、こんどは子が協力して両親に安らかな老後の生活を送ってもらえるように、い

- 第十二条 本会の会計は総会に報告承認を求めらる。
- 第十三条 本会の会計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日までとする。

附則

この規則は昭和四十八年九月一日より施行する。

予算	歳入	歳出
単P負担金 五千元	会議費 五千元	
村教補助金 一万五千元	研修費 一万五千元	
計 二万円	計 二万円	
昭和四十八年度役員名		
会長 比嘉 姓 一		
副会長 新里 真盛		
書記・会計 石川 和信		

ろいろと気を配るのは、世の中でふつうに見られることです。また、小学校や中学校に通っていた少年時代には、けんかに明け暮れていた兄弟が、成長してからは、社会で生活していくうえで起こる困難を互いに助け合って切り抜けていくことも珍しいことではありません。

このように、親子、兄弟というような血縁のある者の中には、いわゆる「他人ではない」とする強い連帯感が働くのがふつうであり、このような連帯感が、経済的な面においても顕れ起こることがあります。このような問題の解決も、関係する親族間の協議で定められます。

このように、扶養に関する親族間の問題は、協議で定めるのが原則ですが、協議がまとまらないときは、申立てがあれば、家庭裁判所において審判または調停で解決することができます。家庭裁判所は、親子間の問題のほか、事故で働けなくなった弟の生活をどうするかについての兄や姉からの申立てなど、前に述べた扶養に関する問題の全部を取り扱います。

きめの細かい家庭裁判所の配慮

家庭裁判所では、扶養事件について調停の申立てがあったときはもちろんですが、審判の申立てがあったときでも、できる限り調停で争いを解決するように努めます。扶養に関する取決めは、実情に即したものでなければならず、負担が公平であるとともに、その方法も無理のない妥当なものであることが要請されます。たとえば、年離れた両親の生活費の負担を定める場合でも、長男や次男といった特定の者に大きな負担がかかりますと、長い間には、長男、次男自身の生活にも支障をきたして不満を生み、せっかくの取決めが履行されなかったり、扶養をめぐって親族間の不和が生じたりしかね、そこで、家庭裁判所では、このような扶養事件の申立てがありま

通常の利害打算を越えた助け合いを可能としているように思われます。血縁のある者の間では、収入が少なかったり、あるいは、病気で働けないほどの理由で、自分の力だけでは生活を維持する能力がない者がある場合には、高い収入や多額の財産を持ち、生活に余裕のある者が、生活費を出すなどして生活に困っている者を助ける（この関係を「扶養」といいます。）ことは、古い時代から見られることですが、このような関係もいま述べたような連帯感に根ざすものといえましょう。

しかし、このような血縁のある者との扶養をめぐる関係も、いつも円満であるとは限りません。親に渡す生活費の額のこと、親子の間で意見が食い違うこともありまじょうし、年離れた親をだれが扶養するか、あるいは、だれがどの程度の生活費を分担するかなどに関して、兄弟の間で争いが起こることもあります。ことに、いわゆる核家族化、あるいは生活意識の都市化が進み、血縁のある者との連帯感が弱くなる傾向が見られる昨今では、扶養をめぐる争いが起きやすく、その内容も深刻なものとなることが多いようです。それでは、次に、このような扶養をめぐる争いが、家庭裁判所でのような手続で処理されているかを説明してみまじょう。

扶養の問題と家庭裁判所

まず、病気等の事情で、自力で生活を維持

することができない者が扶養を求めていることができる相手の範囲ですが、それは、一定の範囲の親族に限られます。民法は、父母と子、祖父母と孫のように直系の血縁の関係にある者や兄弟姉妹の関係にある者は、互いに扶養する義務があるものと定めております。

ある例外的な場合に限られます。

扶養義務を負う者が、具体的な場合にどの程度の額の扶養料を支払うか、扶養を必要とする者を引き取って扶養するか、または生活費を支給して扶養するかというような、扶養の方法をどうするかは、扶養を必要とする者と扶養義務を負との間の協議によって定められます。また、扶養義務を負う者が数人いるようなとき、たとえば、老年の親に、経済的ゆとりのある子が数人いるとき、どの子が、親を扶養するかといった問題が起こることがあり、あるいは、扶養を必要とする者が数人あるとき、たとえば、扶養を必要とする親や兄弟が合わせて数人いるのに、扶養義務を負う者は全部を扶養するのに十分な収入や財産がなく、まず、だれを扶養するかといった問